



皆さまの声を県政のど真ん中へ！

日頃よりの温かいご支援に心より感謝申しあげます。皆さまのお陰様で宮城県議会議員として県政の場にお送り頂き3期目となる毎日も日々全力で活動させていただいております。

県議会では、昨年11月の役員人事改選により、自由民主党・県民会議(32名)の幹事長に就任し、「保健福祉常任委員会」「障がい児・者福祉調査特別委員会」「議会運営委員会」に所属。議会運営の全般に携わりながら、県政の諸課題を議論させていただいております。

これからも初心忘ることなく、誠実に、謙虚に、大胆に、「皆さまの声を県政のど真ん中へ！」

村井知事とも是々非々の議論を貫き、県民皆さまのニーズをしっかりと政策に反映させてまいります。今後ともご指導をよろしくお願い申しあげます。

宮城県議会議員(太白区) 佐々木 幸士

障害者差別解消と情報保障に関する条例(案)について

宮城県では、障害福祉団体からの条例制定を求める声を受け、障害者差別の解消や手話を含む情報保障など、障害者の権利の尊重を目的とする条例制定にむけた議論を進めております。これを受け、聴覚障害者団体からは手話を言語とするための障壁除去や意思疎通手段の普及、支援者育成をさらに明確にさせた別条例の制定の要望も頂いているところです。障害の有無に分け隔てない共生社会の実現に向け、今後も丁寧な意見集約に努め、多様な県民意見を反映させた条例となるよう活動してまいります。

宮城県が目指す平均工賃月額

障害により企業等に就職することが困難な方に対し、雇用契約を結ばずに働く場所を提供する障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型事業所)を対象に、障害がある人が地域で自立できるよう、宮城県内の最低生活費と同等の収入となる工賃向上の計画が、この度示されることになりました。(金額詳細は下の表をご覧願います)

最低生活費 月額 106,324 円	必要な工賃 月額 41,380 円	増加が必要な工賃 月額 23,518 円
	障害基礎年金 (2級)支給額 月額 64,944 円	宮城県平均工賃 月額 17,862 円
		障害基礎年金 (2級)支給額 月額 64,944 円

自立するための収入

実績（平成29年度）



就

職を希望し、一人で自立した生活をする。障害者であっても当たり前のことを当たり前に得る地域社会のサポートとして、工賃額の増額などはより具体的な施策であり、大変重要であります。

しかし、就職する事業所側にとっても、障害を持つ就職希望者が増える一方で、提供できる仕事量が足りないことや、人材不足で職員の確保自体が難しく社内に余裕がないことなど、現実的な課題もあります。

それぞれの立場にとってより良い形となり、継続・定着できるよう今後も支援を続けて参ります。

幼児教育の無償化「2019年10月」実施へ

● 趣旨と目的

若い家族世帯において、子供を多く「持たない・持てない」理由として、子育てや教育にお金がかかり過ぎる、経済的な負担が最大の理由となっております。

少子化対策の根本ともいわれるこの問題に対し、国が主導となり、今年10月から約300万人を対象に幼児教育の無償化が本格実施されます。



3～5歳(全世帯) 幼稚園、保育所、認定こども園等の場合

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いている家庭など



3～5歳児
(保育の必要性の認定事由に該当する子供)



- 専業主婦(夫)家庭など



3～5歳児
(保育の必要性の認定事由に該当しない子供)



※保護者から実費で徴収している費用(通園送迎料、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。

3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除。免除対象者(年収360万未満)



0～2歳 ○上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償

※上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届け出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしてないければいけない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。



幼

児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして、質の高い幼児教育を保障することは社会としても極めて重要なことです。宮城県私立幼稚園PTA会長も務めており、幼児教育振興は私の1期目からのラифワークであります。宮城県として掲げる幼児教育を起点としたみやぎ型18年教育体制の確立のために、問題の根本的な解決には、子供と親御さま側のみならず、幼稚園教諭や保育士等の待遇改善を含めた幼児教育の現場側にも多くあります。本年が正に「幼児教育元年」。新たな強い覚悟で、更なる推進・改善にむけ、皆さまのお声を頂き、今後も提言を続けて参ります。

宮城の「水」の今とこれからーみやぎ型管理運営方式

私たちにとってライフラインとなる「水道」。宮城県の上水道・下水道・工業用水の3事業では、時代の流れを受けて、今、大きな課題を抱えております。その原因は大きくわけて二つの点にあります。

原因① 人口減少社会

少子高齢化による人口減少により、水道水を使う量も減るので、水道事業の収入が減少することが見込まれています。

原因② 節水型社会

家庭で使用されているトイレや洗濯機などは、技術の進化による節水型家電が普及しているため、以前のようにたくさんの水を必要としなくなっています。

水道の課題（設備・管路の更新費用）

■宮城県の水道事業は、事業開始から約40年経ち、今後、経年劣化による各施設・設備のメンテナンスなど更新需要が増加してきます。上水道、工業用水道、下水道の水道3事業を合わせると、今後20年間で約1,960億円（管路1,080億円、設備880億円）が必要であることも宮城県として示しております。

このままでは、水道料金の上昇は避けられません！！

→工業用水道事業や流域下水道事業も同じような課題に直面

「みやぎ型管理運営方式」とは

	現在	みやぎ型	備考
事業の総合的管理・モニタリング	県	県	変わらず
浄水場等の運転管理	民間	民間	既に20年以上民間事業者が実施
薬品・資材等の調達	県 → 民間	民間	民間に移動
設備の修繕・更新工事	県 → 民間	民間	民間に移動
管路の維持管理 管路・建物の改築工事	県	県	変わらず

運転管理を担う民間事業者に、薬品や資材の調達及び設備機器の選定・更新も委ねることにより、大きなコスト削減を実施しようとするものです。

● 今後のスケジュール(案)

水道法改正	アドバイザリー業務委託契約	実施方針条例提案・議決	募集要項公表 募集開始	運営権設定提案・議決	事業開始
H30.12月	H31.2月	R1.9月議会 又は R1.11月議会	R2.1月 ～ R2.3月	R3.6月議会 又は R3.9月議会	R3年度中



み

やぎ型管理運営方式では、上工下水一体化の三事業包括によるスケールメリットの面と、運転管理を行っている民間事業者に、「薬品や資材の調達」及び「設備機器の選定」も委ねる民間委託の面、その両面からコストを削減できる見込みも立っており、現在のままであれば大きな懸念となる水道料金の上昇についても抑制でき、水道経営も安定させることができます。また、官民協働の管理運営のもとで、料金は県議会の議決を必要とし、チェック体制は変わらず、水源や水質の監視体制についても県が最終責任を持ちます。未来につなげる「命の水」。これからも動向を注視しながら丁寧に議論を進めて参ります。

『みやぎこども育英基金』の拡充 ～交通遺児・病気等遺児も対象に～

政策提言
実現へ!!

震災以降に制度化された震災孤児遺児を支援する「東日本大震災みやぎこども育英基金」について、震災から8年が経過し、支援金額の妥当性を検証するため、現在の受給者（約600人）に対しアンケート調査を実施した結果、塾やスポーツクラブ等の学校外の活動費に多く支出している現状や、大学進学での一人暮らしの支出の増加の不安、大学院までの進学希望等の意見が多くあり、この度制度改正を行いました。



交通遺児等支援のため宮城県へ寄附金

震災孤児・遺児を対象

【現行】

区分	月額金	区分
未就学児	10,000円	100,000円
小学生	10,000円	150,000円
中学生	10,000円	200,000円
高学生	20,000円	600,000円
大学生	30,000円	

【改定後】実施時期は平成31年4月から

区分	月額金	卒業一時金
未就学児	10,000円	100,000円
小学生	30,000円	150,000円
中学生	40,000円	200,000円
高学生	50,000円	600,000円
大学生・ 大学院生	60,000円 自宅 自宅外	100,000円

交通遺児・病気等遺児を対象【新設】

【修学事業の制度概要】宮城県では、父母等が交通事故、病気その他の理由により死亡した児童生徒に対し、将来の進路選択に資するよう、奨学金を給付する制度を創設する。

※奨学金の財源は、全国の皆様からの寄附金（東日本大震災みやぎこども育英基金）を活用。

1、対象者：①県内の小学校、中学校、特別支援学校小学部、中学部。

②父母（養父母含む）又はそのいずれかが交通事故、病気その他の理由により死亡した方

2、給付額等

【現行】

対象者	月額金
小学生	3,000円
中学生	

【改定後】実施時期は平成31年4月から

対象者	月額金	卒業時一時金
小学生	10,000円	150,000円
中学生		200,000円



成23年11月予算特別委員会にて、震災遺児孤児と交通海難遺児等との支援格差が生じている現状を指摘させて頂き、「様々な環境にある一人でも多くの子供たちへ支援の手を差し延べたい」その一心で、震災から8年、「交通遺児等の子供達」を支えるための活動を皆さんと一緒に続けて参りました。いただいた寄附と皆さまの想いを力強い支えとし、粘り強く、議会での質問・提言を続けた結果、政治家冥利に尽きる大幅な制度改正を平成31年4月より、上記のとおり、実施することが出来ました。「一念天に通ず」。皆さまお一人おひとりの気持ちに心より感謝申し上げます。

- * 昭和47年9月4日生まれ 乙女座 A型
- * 仙台市立八本松小学校卒業
仙台市立郡山中学校卒業
- * 宮城県仙台第一高等学校卒業(高43回)
- * 東北学院大学法学部卒業

- * 衆議院議員公設秘書
- * 宮城県議会議員選挙 当選(3期目)
会派／自由民主党・県民会議(幹事長)
- * 保健福祉常任委員会
- * 障がい児・者／福祉調査特別委員会

- * 議会運営委員会
- * 宮城県私立幼稚園PTA連合会会長
仙台市早起き野球協会副会長
- * 八本松スポーツ少年団長 他
家族は妻と長男・次男の4人

皆さまの「声」となり、「力」となって参ります。

Facebookページ <https://www.facebook.com/sasakikoshi>
開設しております ★是非 を押して下さい。

宮城県議会議員 佐々木幸士事務所
〒982-0031 仙台市太白区泉崎1-33-10-111
TEL: 304-5854 FAX: 304-5853
メール: post@sasakikoshi.com

